

諮問番号：諮問第216号

答申番号：答申第216号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県粕屋保健福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件処分の費用徴収金額599,195円から令和2年8月から令和3年3月までの合計金額175,908円を取り消すとの裁決を求める。

(2) 有限会社●●●●●●（以下「●●●●●●」という。）と●●●●●●●●株式会社（以下「●●●●●●●●」という。）、勤務していない期日：令和2年8月から令和3年3月まで生活保護費について必要である。

(3) 法に基づく保護（以下「保護」という。）を受けている期間中に指導担当者が3人交替、コミュニケーションが上手く取れず相談する機会を逃した。

そもそも足の手術を実行し、約6ヶ月間入院生活をした。収入無し、病院や医療費、生活費等の支払いが困難な為、保護を申請した。退院後リハビリを目的とし、●●●●●●に挑戦したが重い荷物などで足に負担をかけるので退職。保護から脱出を考え、日払いなど経験して生活費に充てた。●●●●●●●●と御縁があり、足に影響が少ないと判断した結果、保護離脱申請を行った。

(4) 不正受給額について処分庁は599,195円を主張しているが、令和2年7月から令和3年3月の期間も含まれているという理由から不服と考えるべきであり、処分庁の主張は成り立たない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件処分は、審査請求人の就労収入の無申告を理由として行われたものであるため、本件における法第78条の適用及び費用徴収額の算定等について、違法又は不当な点があるかどうか、以下検討する。

1 法第78条の適用について

法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と定めている。

また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の1は、法第78条によることが妥当な場合の例として、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」や「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき」などを挙げている。

本件において、平成30年8月27日付けの「生活保護における収入の申告等について（確認）」には、「法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所長に申告する義務があること」、「不実の申告があった場合は、法第78条に基づき、得た収入の全額を徴収されるものであること。不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断させる場合があること」等の項目があり、各項目のチェック欄に印が付いた上で、審査請求人の記名及び押印がある。

また、処分庁は審査請求人から令和2年1月から同年6月まで就労収入申告書及び収入状況申告書を受領しており、当該書類には日払い日当や英語検定の収入については記載されているが、●●●●●●からの給与についての記載はない。

そして、令和3年9月15日に福岡県粕屋保健福祉事務所の職員は審査請求人に対

し、令和2年度課税調査の結果、収入額が638,167円あり、審査請求人の収入申告額と食い違っている旨を伝えたところ、審査請求人は●●●●●●での就労を認めている。

したがって、審査請求人は、●●●●●●における就労収入について処分庁に申告しなければならないと理解した上で、就労収入申告書及び収入状況申告書に虚偽の記載をして収入申告したものであると認められる。そのことは、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当するといえるので、処分庁が法第78条に基づき審査請求人からの費用徴収が必要であると判断し費用徴収決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

2 本件処分における費用徴収額の算定について

法第78条に基づく徴収金は、不正受給額全額であり、実施機関の裁量の余地はないとされている（問答集問13の22）。また、法第78条を適用する場合における返還対象額を算定する際の控除について、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とするべきであるとしている（問答集問13の23の(3)）。

本件において、審査請求人の無申告の就労収入は合計で638,167円であり、ここから必要最小限の実費である雇用保険、所得税及び交通費を除くと599,195円になる。また、過払期間において処分庁から審査請求人に支払われた保護費は599,195円以上であることが認められる。

したがって、処分庁が本件処分において、費用徴収額を599,195円とすることについて違法又は不当な点はない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、不正受給について、処分庁は599,195円と主張しているが、勤務していない令和2年7月から令和3年3月の期間も含まれているという理由から、処分庁の主張は成り立たないと主張している。

法第4条第1項は、保護について、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、生活に困窮する者に、同項の規定にいう「利用し得る資産」たる金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のた

めに活用することを求めている。

また、法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する」としており、これは不正に受給した保護費に相当する額について徴収する旨を定めた規定であると解される。

処分庁は、本件処分における過払期間を令和2年1月から令和3年12月であるとしている。

法第4条及び法第78条の趣旨を踏まえると、令和2年1月から同年6月までの審査請求人の就労収入は、最低限度の生活の維持のために活用されることが求められるものであり、審査請求人が令和2年7月から令和3年3月まで就労していないとしても、同期間において保護費が支給されているならば、当該保護費は法第78条第1項による徴収の対象となるものであるといえる。

したがって、審査請求人が就労していない期間における保護費を法第78条第1項に基づき徴収することが不合理であるとはいえず、審査請求人の主張を認めることはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年7月7日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年9月5日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件における法第78条の適用及び費用徴収額の算定等について、違法又は不当な点があるかどうか、以下検討する。

1 法第78条の適用について

審査請求人は、●●●●●●における就労収入について処分庁に申告しなければならぬと理解した上で、就労収入申告書及び収入状況申告書に虚偽の記載をして収入申告したものと認められる。

このことは、問答集問13の1において、法第78条によることが妥当な場合として示されている「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当するといえる。

よって、処分庁が法第78条に基づき審査請求人からの費用徴収が必要であると判断したことに違法又は不当な点はない。

2 本件処分における費用徴収額の算定について

問答集問13の22によれば、法第78条に基づく徴収額は不正受給額全額であり、実施機関の裁量の余地はないとされている。また、問答集問13の23の(3)によれば、法第78条に基づく費用徴収額を算定する際、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とするべきであるとされている。

本件についてこれをみると、審査請求人の無申告の就労収入は合計で638,167円であり、ここから必要最小限の実費である雇用保険、所得税及び交通費を除くと599,195円になる。

また、過払期間において処分庁から審査請求人に支払われた保護費は599,195円以上であることが認められる。

よって、処分庁が本件処分において、費用徴収額を599,195円としたことに違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、●●●●●●や●●●●●●●●で勤務していなかった令和2年7月から令和3年3月の期間に受給した生活保護費についても返還が求められていることについて不服であると主張しているものと解される。

法第4条第1項は、保護について、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、生活に困窮する者に、同項の規定にいう「利用し得る資産」たる金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することを求めている。

つまり、審査請求人が令和2年1月から同年6月までの間の就労によって得た収入は、当該期間において全て費消するものではなく、当該期間及び同年7月以降の審査請求人の最低限度の生活の維持のために活用することが求められている。

したがって、処分庁が、本件処分における過払期間を令和2年1月から令和3年1

2月としたことに違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張を認めることはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 樋 口 佳 恵

委員 中 島 浩